

## 事業譲渡をお考えの方へ

令和5年の法律改正によって、「許可等を受けた者の地位」を、譲渡により他者に承継できるようになりました。

前営業者〔譲渡者〕と新営業者〔譲受者〕の間で認識の違いやトラブルの発生を防ぐため、以下の内容を確認いただき、保健所に譲渡時期や営業内容等を事前に相談のうえで、譲渡制度の利用をお願いします。

### □ 譲渡事業は、次の法律の「許可等」ですか。

- ① 食品衛生法      ② 理容師法      ③ 美容師法      ④ クリーニング業法
- ⑤ 旅館業法      ⑥ 公衆浴場法      ⑦ 興行場法
- ⑧ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律

### □ 他の法律の許可内容については、別途、確認されていますか。

消防法や建築基準法などの他の法令に関して、前営業者が受けている「許可等」は、この法律改正による譲渡対象外です。別途、所管する行政機関に相談してください。

### □ 【旅館業法】事前に承認審査が必要です。

旅館、ホテル等の営業を譲渡する場合は、譲渡する前に承継承認申請が必要です。承認を受ける前に、譲渡することはできません。

### □ 事業をそのまま引き継ぐことを説明・了承していますか。

譲渡した場合は、「許可等」の名目だけでなく、前営業者が「許可等」を受けて「営業していたこと」を含めて、そのまま引き継ぐことになります。万一、前営業者が不適切な営業を行っていた場合などは、新営業者が改善する義務を負うとともに、行政処分が課される場合があります。

<新営業者が不利益を受ける一例>

- ・事業譲渡後に、前営業者の製造・調理した食品による健康被害が判明した。  
⇒新営業者が、食品の回収を実施することになる場合や食中毒を発生させたとして営業停止処分を受けることがあります。
- ・前営業者が、公衆浴場法等で定められた定期的水質検査を実施していなかった。  
⇒早急に水質検査の実施を求められ、健康被害が判明した場合は行政処分を受けることがあります。

**□ 営業に必要な書類や記録などを引き継いでいますか。**

前営業者の「許可等」を引き継いで営業をしていくことから、設備の図面や衛生管理の記録等の書類を前業者から入手するか、控えをとることで、適切に営業を管理できるようにしてください。

**□ 構造設備や業態の変更はされていませんか。**

譲渡の手続きは、前営業者の「許可等」の範囲内であることが前提です。

設備が大きく変わっている場合や業態が変わる場合などは、譲渡の手続きではなく、新規の「許可等」を受けることが必要になります。

譲渡の手続きを保健所が受理した後に、設備の大きな変更等が判明した場合でも、同様に新規の「許可等」が必要となります。

また、前業者が軽微な変更に関する手続きを怠っていた場合、譲渡後は、新業者が変更届等の手続きを行う義務を負います。

前業者は事前に保健所に現在受けている「許可等」の内容を確認するようし、新業者は譲渡後に行おうとする設備変更や業態を保健所に相談するようお願いします。

**<譲渡後>**

**□ 譲渡の手続き後に、保健所が営業状況を確認します。**

譲渡の手続きがあった場合には「施設・設備の基準を満たしているか、衛生管理が適切に行われているか、資格者がいるか等」の調査が法律で義務づけられています。譲渡の手続き後に保健所の職員が、施設調査に伺いますのでご協力ください。

**□ [食品衛生法] 営業許可は有効期限があり、継続の許可が必要となります。**

食品衛生法の営業許可は、有効期限が定められています。前業者の許可の有効期限以降も営業を続けようとする場合は、継続申請を行い許可を受ける必要があります。

奈良県吉野保健所 衛生課  
吉野郡下市町新住 15-3  
電話：0747-64-8131